

## 交野市生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる措置実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）の対象とならない生活に困窮する外国人に対して、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。以下「社会局長通知」という。）に基づき法を準用し、予算措置として行う保護（以下「外国人保護措置」という。）の手続きに関する事項及びその他予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、外国人保護措置の執行の適正化を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 外国人保護措置の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第2に掲げる在留資格を有する者（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等及